

2022年8月号

(2022年8月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

健康診断①

2021年の日本の平均寿命は男性81.47歳、女性87.57歳。諸外国と比較すると男性ではスイス（81.6歳）・ノルウェー（81.59歳）に次いで第3位、女性は世界第1位だそうです。

コロナの影響で前年に比べて男性は0.1歳、女性は0.07歳短縮しているそうですが、あいかわらず長寿大国ですね。さて、今回は健康診断について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

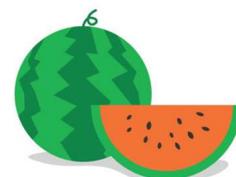
◆健康診断の種類

健康診断は下図のとおり9種類ありますが、雇入時健康診断、定期健康診断、特定従事健康診断(深夜業)を紹介していきます。ご紹介以外で気になる健康診断がございましたら、ご連絡ください。

No	健康診断の種類	対象労働者	時期
1	雇入時健康診断	常時使用労働者	雇入時
2	定期健康診断	常時使用労働者(3除く)	1年以内ごとに1回
3	特定業務従事者健康診断	特定業務従事者(常時従事)	6か月以内ごとに1回および配置換え時
4	海外派遣労働者健康診断	海外派遣労働者	6か月以上海外派遣する時および 6か月以上海外派遣労働者を常時国内業務に就かせる時
5	給食従事者健康診断	給食業務従事者(食堂又は炊事場)	雇入時および当該業務へ配置換え時
6	特殊健康診断	一定有害業務従事者および 従事させていた使用中の労働者	業務に応じ所定に期間以内ごとに1回 および雇入時、当該業務へ配置換え時
7	歯科医師による健康診断	歯又は支持組織に有害物ガス等を 発散する場所の従事者	当該業務に就いた後6か月以内ごとに1回 および雇入時、当該業務へ配置換え時
8	臨時健康診断	都道府県労働局長が指示する労働者	都道府県労働局長の指示時
9	自発的健康診断	深夜業従事労働者の自発的健康診断	自発時

※3：深夜業、水銀等有害物や高熱低温物体取扱、著しい暑熱寒冷な場所などでの業務

※6：高压室内、潜水、放射線、有機溶剤などの業務



◆雇入時健康診断

常時使用する労働者を雇入れる時は、医師による健康診断を行わなければなりません。なお医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しない労働者がその健康診断結果を提出した時は、提出された健康診断項目は省略できます。

※雇入時健康診断の項目：①既往歴及び業務歴調査など11項目

※常時使用する労働者：次のA、Bのいずれにも該当する者

A：労働契約に期間の定めのない者、および期間の定めのある者でa-1、a-2いずれかに該当する者

a-1：当該有期契約の期間が1年(特定業務従事者は6か月)以上である者

a-2：契約更新により1年(特定業務従事者は6か月)以上予定および1年以上引き続き使用されている者

B：1週間の労働時間数とその事業場の同種業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であること

⇒ **アルバイトやパートであってもAとBを両方満たす者は、常時使用労働者になり、健康診断の対象になる場合がありますので、ご注意ください。**

◆定期健康診断

常時使用する労働者に対し、**1年以内ごとに1回**、定期的に医師による健康診断を行わなければなりません。健康診断項目は雇入時健康診断とほぼ同じですが、喀痰検査の追加や医師の判断で一部省略できる等の違いがあります。

※1年以内ごとに1回：「以内」に注意が必要です。「年に1回」や「年度に1回」と誤認し、前回の健康診断から1年を超えてしまうケースが度々見られますのでご注意ください。

◆特定業務従者健康診断

特定の業務に常時従事する労働者に対し、**6か月以内ごとに1回**、定期的に、および配置換えの際に、医師による健康診断を行わなければなりません。健康診断項目は定期健康診断と同じですが、胸部エックス線検査及び喀痰検査は1年以内ごとに1回、定期的に行えば良い等の違いがあります。

※特定の業務：いくつかの業務がありますが、深夜業のみ紹介します。深夜業に従事した労働者とは、深夜業(午後10時から午前5時まで)に6か月を平均して1か月あたり4回以上行う者になります。

◆定期健康診断などの受け方

下記、一般的な流れになります。医療機関や健康保険の保険者によって、対応が異なる場合がございます。

①健康保険の保険者から(例：協会けんぽは4月頃に)健康診断の案内が届きます。

・健康診断の案内が無くても次項①から行うことができます。

②会社から健康診断実施機関に直接予約の申込みをします。

・健康診断実施機関：<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g4/cat415/2001-138/>>

・健康診断実施日：従業員ごとに異なると管理が大変ですので、同日または数日以内が望ましいです。なお、業務の都合により受けられない(受けない)従業員がいないよう、従業員には実施予定日を事前に伝えておくスムーズです。

・協会けんぽでは提携医療機関で健康診断を受けると、一定の場合、健康診断費用補助を受けることができます。

③健康診断実施機関から従業員宛てに問診票などが届きます。

④従業員は、健康診断実施日時に健康診断を受けます。

⑤健康診断実施機関から健康診断結果が交付(送付)されます。

⑥健康診断結果が会社に交付された場合は、遅滞なく従業員本人へ健康診断の結果を通知してください。

・従業員に交付された場合は、健康診断結果を報告させるようにしてください。会社は健康診断結果に基づき、健康診断個人票を作成して5年間保存や次項⑦を行う必要があります。なお、健康診断結果が健康診断個人票を兼ねた書式で発行され、特段、健康診断個人票の作成を要しないことが多いです。

⑦健康診断結果に基づき、異常の所見がある場合は、医師等の意見を聞かなければなりません。

・必要がある場合は、就業場所の変更や労働時間の短縮等の措置、作業環境測定の実施や設備の整備、衛生委員会(従業員50人以上の事業場)の報告など行う必要があります。

⑧従業員が50人以上の事業場は、定期健康診断の結果を労働基準監督署へ報告しなければなりません。

・従業員50人以上の事業場は、ストレスチェックの結果報告や⑦の衛生委員会の設置義務もございます。

・特殊健康診断は、規模によらず労働基準監督署へ報告しなければなりません。

